

平成 29 年度 教職課程科目受講希望者の留意事項

(1) 取得を目指す免許状の前提条件

卒業した学科、または在学する大学院研究科・専攻科に係る免許状であること。

(2) 教職課程受講条件 (平成 29 年度春学期募集 新規科目等履修生より適用)

- ・ 教育学部
 - * なし
- ・ 文学部人間学科
 - * 卒業時の累積 GPA が 2.00 以上
 - * 教育実習および介護等体験に関しては累積 GPA2.30 以上
- ・ 文学部比較文化学科
 - * 卒業時の累積 GPA2.40 以上、もしくは TOEFL iBT 45 点以上、TOEIC470 点以上、英検 2 級以上のいずれかを取得していること。
- ・ 芸術学部
 - * 卒業時の累積 GPA が 2.30 以上
- ・ 農学部
 - * 卒業時の累積 GPA が 2.00 以上
- ・ 工学部
 - * なし
- ・ リベラルアーツ学部リベラルアーツ学科
 - * 卒業時の累積 GPA が 2.40 以上

(3) 教育実習 (現場実習) 許可条件 (平成 16 年度 新規科目等履修生より適用)

- ① 教育実習事前指導「P」
 - ② 教職に関する科目を修得していること
 - 「教育概論」
 - 「教育原理」
 - 「学習・発達論」
 - 「各教科の指導法Ⅰ」
 - 「各教科の指導法Ⅱ」
 - ※ 教育学部を除く
- 介護等体験を終了していること
- * 農業・工業・情報・工芸 いずれかの免許状のみを取得しようとする者を除く

(4) 幼稚園教諭 1 種免許状または小学校教諭 1 種免許状の取得

履修資格

次のいずれかに該当し、教育実習校の開拓が可能で、教員採用試験 (私立学校を含む) を受験する意志がある者。

- a. 本学卒業者または卒業見込者であって、免許状の取得を希望する者 (尚、教育実習・介護等体験のみの履修は認めない)。但し、新免許法 (平成 10 年改正法) 科目による履修に限る。
- b. 本学大学院に在学する者 (入学予定者を含む) であって、本学学部において開講される教職課程科目 (教科に関する科目、教職に関する科目、教科または教職に関する科目)・単位の履修を希望する者 (尚、教育実習・介護等体験のみの履修は認めない)。但し、新免許法 (平成 10 年改正法) 科目による履修に限る。また、大学院生が学部の授業科目を履修する場合、研究科によっては履修単位数の制限を設定している場合がありますので、履修登録前に研究科長、指導教員、授業運営課に相談してください。

(5) 中学校教諭 1 種免許状または高等学校教諭 1 種免許状の取得

履修資格

次のいずれかに該当し、教育実習校の開拓が可能で、教員採用試験 (私立学校を含む) を受験する意志がある者。

- a. 本学卒業者または卒業見込者であって、免許状の取得を希望する者 (尚、教育実習・介護等体験のみの履修は認めない)。但し、新免許法 (平成 10 年改正法) 科目による履修に限る。
- b. 本学大学院・芸術専攻科に在学する者 (入学予定者を含む) であって、本学学部において開講される教職課程科目 (教科に関する科目、教職に関する科目、教科または教職に関する科目)・単位の履修を希望する者 (尚、教育実習・介護等体験のみの履修は認めない)。但し、新免許法 (平成 10 年改正法) 科目による履修に限る。

(6) 本学で取得できる免許状

免許の種類		取得可能な学部・学科
幼稚園教諭 1 種免許状		教育学部教育学科・乳幼児発達学科
小学校教諭 1 種免許状		教育学部教育学科
社会	中学校教諭 1 種免許状	文学部人間学科、教育学部教育学科
公民	高等学校教諭 1 種免許状	
保健体育	中学校教諭 1 種免許状	教育学部教育学科
	高等学校教諭 1 種免許状	
英語	中学校教諭 1 種免許状	文学部比較文化学科、リベラルアーツ学部リベラルアーツ学科
	高等学校教諭 1 種免許状	
国語	中学校教諭 1 種免許状	リベラルアーツ学部リベラルアーツ学科
	高等学校教諭 1 種免許状	
理科	中学校教諭 1 種免許状	農学部生物資源学科・生物環境システム学科・生命化学科
	高等学校教諭 1 種免許状	
農業	高等学校教諭 1 種免許状	農学部生物資源学科・生物環境システム学科
数学	中学校教諭 1 種免許状	工学部ソフトウェアサイエンス学科・マネジメントサイエンス学科
	高等学校教諭 1 種免許状	
工業	高等学校教諭 1 種免許状	工学部機械情報システム学科
情報	高等学校教諭 1 種免許状	工学部ソフトウェアサイエンス学科
音楽	中学校教諭 1 種免許状	芸術学部芸術教育学科
	高等学校教諭 1 種免許状	
美術	中学校教諭 1 種免許状	
	高等学校教諭 1 種免許状	
工芸	高等学校教諭 1 種免許状	

(7) 教育実習の履修

「教育実習」に係る科目の履修は「事前指導」「現場実習」「事後指導」を履修するため2ケ年にわたります。また、教育実習についての詳細は科目等履修生対象教職ガイダンスで説明します。なお、教育実習のみの履修は認めていません。

(8) 介護等体験の実施（小・中学校教育職員免許状取得希望者）

介護等体験の申込方法、事前指導の実施内容についての詳細は科目等履修生対象教職ガイダンスで説明します。なお、介護等体験のみの履修は認めていません。

「介護等体験」の期間は、社会福祉施設で5日間、特殊教育諸学校（養護学校）で2日間、合計7日間です。社会福祉施設等については「各都道府県社会福祉協議会」が、特殊教育諸学校については「各都道府県教育委員会」が取り扱い、原則として大学が受入依頼のとりまとめおよび事前の指導を行います。

体験時期については別途指示します。

「介護等体験」は、別途費用がかかります。平成28年度の金額は20,000円です。

納入方法については、後日、教師教育リサーチセンターより連絡します。

秋学期のみ希望の新規志願者で「介護等体験」を希望する方は、受け入れ施設の申込み関係上、次年度への継続を必要とします（この場合、在籍料がかかります）。

*周知の通り「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」が成立し、平成10年4月1日から施行されています。小学校又は中学校の教育職員免許状をすでに取得されている場合はその適用対象者とはなりません。

その他経過措置等もありますので、不明な点は都道府県教育委員会へ相談してください。

(9) 履修科目の申請（志願書）

志願書に受講を希望する科目名を記入し、指定期間内に授業運営課に提出してください。

(10) 教育職員免許状の授与申請手続き

教育職員免許状の授与に関する申請手続きには、「個人申請」と大学がまとめて申請する「一括申請」との2通りがありますが、科目等履修生は「個人申請」していただきます。教育職員免許状に必要な単位をすべて修得した後、都道府県教育委員会への免許状取得申請手続きをご本人でしてください。申請先は住民票がある都道府県教育委員会（免許担当）になります。ただし、現職教員は勤務校の所在する都道府県の教育委員会になります。

ご不明な点は、申請先教育委員会へ直接お問い合わせください。

(11) 年間の流れ

次頁の表を参照してください。

